

中野区教育委員会会議録 平成24年第8回定例会

○開会日 平成24年3月2日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時55分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(9名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠	欠席
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純	
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治	
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子	
指導室長	喜 名 朝 博	
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸	
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳	
副参事(特別支援教育等連携担当)	伊 藤 政 子	欠席
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一	
副参事(子ども教育施設担当)	中 井 豊	
健康福祉部副参事(学習スポーツ担当)	浅 川 靖	

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
教育長	田 辺 裕 子

○傍聴者数 0人

○議事日程

〔議決案件〕

日程第1 第13号議案 教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解除について

〔協議事項〕

- (1) 地域生涯学習館廃止後の学校施設としての活用について
- (2) 中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方（案）

〔報告事項〕

- (1) 委員長、委員、教育長報告事項
- (2) 事務局報告事項
 - ①第1回中野区議会定例会で採択された陳情について（子ども教育経営担当）
 - ②第九中学校・中央中学校統合委員会の検討状況について（学校再編担当）
 - ③中野区区有施設耐震改修計画の改定について（子ども教育施設担当）
 - ④法務省矯正研修所東京支所の移転の予定について（子ども教育施設担当）

中野区 教育委員会
第 8 回定例会
(平成 2 4 年 3 月 2 日)

午前10時00分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、教育委員は全員出席です。

事務局職員は、事務局次長と特別支援教育等連携担当副参事が所用により欠席です。

本日の会議録署名委員は、教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

本日、議決案件と協議事項に関連して、健康福祉部副参事・学習スポーツ担当、浅川靖さんの出席を求めていますので、ご了承ください。よろしくをお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

山田委員長

まず、議決案件の審査を行います。

<日程第1>

山田委員長

日程第1、第13号議案「教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解除について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第13号議案「教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解除について」、ご説明いたします。

まず、提案理由でございますが、前回ご協議をいただいた地域生涯学習館の今年度末での廃止に伴いまして、平成24年2月16日付、区長から協議のあった教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解除について、教育委員会として結論を取りまとめ、回答する必要があるというものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。

教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解除について、下記のとおり決定するというものでございます。

まず、記の1でございます。教育委員会の権限に属する事務のうち次に掲げるものに関

する二つの事務について、区長部局の職員への補助執行を解除することに同意するというものでございます。一つ目が「『区立学校施設（特別教室に限る。）の開放事業に関する事。』のうち地域生涯学習館開放事業に関する事」、二つ目が「『区立学校施設の開放事業に関する学校施設の使用許可に関する事。』のうち地域生涯学習館開放事業に関する事」でございます。

また、2といたしまして、この同意に次の意見を付すというものでございます。「区長部局の職員への補助執行の解除にあたっては、地域生涯学習館開放事業の廃止後の区立学校施設の目的外使用許可に係る事務について、当該施設を設置していた学校に事務的な負担が生じないよう、特段の配慮を求める」というものでございます。

施行予定日は平成24年4月1日でございます。

ご説明は以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

今説明のあった最後のところ、コピーの裏側の2の「学校に事務的な負担が生じないよう、特段の配慮を求める」という部分ですが、施設としては、ほかの学校の施設と同じように学校の管理になるわけですね。ですから、管理的な意味では、学校の管理ですから、校長、あるいは特に副校長の分野になってくるのだと思うのです。管理そのものは仕方ないと思いますが、貸し出し等に関して学校に負担がかからないようにという、そういう意味と理解をしてよろしいですか。

副参事（子ども教育経営担当）

目的外使用に関しましては、これも健康福祉部のほうに補助執行しているわけですが、この補助執行の解除によって、副校長を始めとする学校側の事務的な負担が生じないようにということでこの意見をつけるというものでございます。

飛鳥馬委員

わかりました。

山田委員長

私からです。

今の件に補足するのですけれども、生涯学習館でしたから、地域の方に開かれた設備として今までいろいろと使っていたわけです。今度、これを学校の施設としてということに

なりますと、入り口などの問題もある。学校の安全、子どもたちの安全ということがあるのですけれども、そういったものについても特段の配慮ということの理解でよろしいですか。

副参事（子ども教育経営担当）

現在、生涯学習館の施設は、学校とは別に入り口を設けているということで、その点のセキュリティ上の配慮もあるわけですが、開放のときには、施設の管理員を置いてございます。この点に関しては、予算的には、今度は教育委員会事務局のほうになるわけですが、同じような形で配置するということを考えております。そういった点で、学校側に負担が生じないような配慮はしていきたいというふうに思っております。

山田委員長

例えば地域生涯学習館であったときは、夜間の使用などの時間ということと、今度、学校施設に戻ったときの使用の時間との整合性といいますか、違いがあるのか、その辺はどうなのでしょう。

副参事（子ども教育経営担当）

先ほどの施設管理員の配置でございますけれども、教育委員会事務局というふうに申し上げましたが、予算的には学習スポーツ担当のほうの予算でございます。訂正させていただきます。

また、本日協議をしていただきますけれども、今後の活用についてでございますが、夜間の使用について学校側の負担が生じないように施設管理員を配置していくということとは変わらないような形で予算対応を考えているということでございます。

山田委員長

現実には、今は夜間を随分使用していたのではないかなということ予想するのですが、今後、その時間を制限せざるを得ないとか、そういう状況にあるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

現在でも夜間の時間帯の利用が非常に多いわけです。今後の活用の仕方でございますけれども、恐らく、夜間、目的外使用を希望される団体が多いというふうに思いますので、その点についても、予算的にも施設管理員とか、そういう管理上の問題についても対応していきたいというふうに考えてございます。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。

大島委員

ちょっと確認です。

今回、補助執行の解除というのは、区立学校施設の開放事業とか使用許可とかに関する事務については、教育委員会の権限に属するものなのだけれども、区長部局のほうへ補助執行をしていると。その委任している事務の中で、今回、地域生涯学習館の開放事業とかに関することだけを、学習館を廃止するということに伴ってその事業の中から除くという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

委員おっしゃるようなことでございます。地域生涯学習館の廃止に伴って、補助執行をかけていた事務のうち、地域生涯学習館開放事業に関するものを解除するというところでございます。そうしますと、今度は目的外使用でございますけれども、それについても現在補助執行をお願いしているという状況でございますので、今度は目的外使用があればそちらのほうの補助執行をお願いするというところでございます。また、細かな事務分担に関しては、現在設置されている学校の校長先生のご意見も伺って、所管と調整をしたいというふうに思っております。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。

飛鳥馬委員

目的外使用のところに夜間のという話がありましたけれども、休日の使用は余り関係ないのですか。あるいは、平日、学校の放課後等、要するに学校で使いたいという昼間は優先的に使えるかどうか。休日とか夜間はこういう目的外使用になるのかどうか。その辺のところはどうでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

当然、目的外使用でございますので、学校の使用がある場合には学校の使用が優先となります。学校が使わない、空いている時間について、当然校長の了解が必要なわけですが、使用申請があった場合に許可するかどうかということになります。学校教育に支障がある場合には、当然、許可をしないということになります。

山田委員長

あと、祝日、休日についてはいかがですか。

副参事（子ども教育経営担当）

祝日、休日について、学校が使用しない場合には目的外使用を許可する場合があるというところでございます。

飛鳥馬委員

考えられるのは、PTA活動などが特別密接なので、利用を許可することになると思いますけれども。

山田委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第13号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<委員会運営について>

山田委員長

次は協議事項ですが、本日の協議事項の2番目、「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方(案)」は非公開での審議を予定しています。したがって、先に報告事項を行った後、協議事項に入ります。

<報告事項>

山田委員長

それでは、報告事項です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

山田委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

2月27日の第7回定例会以降の主な委員の活動についてですが、私のほうから一括して報告するものはございません。

各委員から報告事項等がありましたらお願いいたします。

では、私のほうからです。

2月24日金曜日ですが、私が学校医をしております谷戸小学校5年生は、いつもこの時期になると、「みつめよう命」ということで授業をしております。今年度は5年生2クラ

ス、1クラスずつ、「みつめよう命」ということでお話をしてまいりました。これは、10年ほど前から、谷戸小の5年生は、1単元目は助産師さんが来てくださって、赤ちゃんの誕生に関するお話。続いては、今は「すこやか福祉センター」になりましたけれども、保健婦さんに来ていただいて、地域で子どもたちをどのように見守っているかというようなお話。実際には、ことしは、お母さんの了解を得て、3カ月ぐらいのお子さんをお連れいただいて、一緒に抱っこをしたということでした。私が最後に「みつめよう命」ということでお話をいたしました。

事前にいろいろ質問をいただいております、「命は幾つありますか」「命は何で一つですか」「命はいつまで続きますか」「生まれ変わる命はありますか」と。なかなか難しい質問ばかりでして、すべてに答えられなかったのですが、私は、皆さん方の誕生の一番の源は何だろうというお話で、卵子と精子の話をして、「受精卵から始まる私たちの細胞は、何と60兆個の細胞になるんだよ」という話をしました。「そのうちの約1割、6,000万から8,000万ぐらいが毎日入れかわるのです。でも、皆さん、コピーしたことがあるでしょう？時々、ミスコピーを起こすのです。それが悪いほうにいくと、がんという細胞。ミスコピーを起こす一つの原因が、今心配になっている放射能だったりウイルスの感染だったり、いろいろな原因でミスコピーが発生している」というような話をしました。「ミスコピーをつくらないためには、毎日規則正しい生活をして、しっかりご飯を食べてしっかり寝るという基本的な生活が大切ですよ」というお話をしました。「その受精卵から始まって、そういう細胞がどんどんふえていく。それから、命は限りがあって、日本はそれでも世界で一番長寿国なのだけれども、80年代ぐらいまでが限界。でも、皆さん方がちょっと前に習った織田信長の時代はみんな50歳もいっていないよね」という話とか。そんなことで、私は毎年この授業を非常に楽しみにしています。

5年生ですから、次年度は6年生として新1年生を迎えて学校の中でいろいろと指導していくわけですがけれども、最後に、「私たちが生を受けた一つの大きな目的は、他の人のために生きる、社会のために生きる、それが君たち6年生として1年生を迎える姿だから、ぜひ小さいお子さんのためにいろいろなことをやってください」というお話をして終わってきました。非常に熱心に聞いていただいてうれしかったと思います。

ただ、谷戸小は、ご承知のように、今、耐震工事の真っ最中で、5年生はプレハブの校舎の2階の工事の側にいるのです。授業が始まる前、その教室に行ったのですがけれども、騒音で、ひどいときはちょっと授業ができないかなと。ちょうど5時限ぐらいのときは音

がすごく大きくて、ちょっとすると音が少しおさまるのですが、できれば少し工程を考えていただいて、子どもたちの授業の妨げになるような工事の日程を少し控えていただければなというふうにそのときは感じました。これがまだ1年以上続くわけですから。

それで、ちょっと心配しているのは、6年生が今卒業を迎えるに当たって落ちついていないのですね。あともう一つは、間が悪いことに谷戸小はインフルエンザが猛威を振るっています、今、4年、6年が学年閉鎖で、きょうになって1年生の2組が恐らく学級閉鎖になると思うのです。そうすると、学校として、この3月の最終の締めに向けていろいろところで連携がとりにくくなっているかなと思って心配しております。教職員の皆さんも、今、校庭がない状況でいろいろご苦労されているので、ちょっと心配しているところです。でも、楽しい授業を行ってまいりました。

25日は、東京都医師会の学校医の研修会が日本医師会の講堂で開催されまして、今年度のテーマは、性に関する指導として、東京都産婦人科医会の学校保健の担当の先生と、神奈川の病院の先生とで性に関する指導に対するお話でした。これは、最終的な話は、何回もお話ししていますように、最近、児童虐待というのが多くて、それが日齢ゼロ日、生まれたすぐに命を落としてしまう、それも実母が加害者であるというような状況を踏まえると、根底にあるのは、やはり望まない妊娠ということなので、生殖ということについてきちんとしたことを教えなければいけないのではないかということで東京都医師会が取り組んでいました。当日は、学校の関係者、養護の先生もかなりお見えいただいて熱心にその講義を聞いていました。

続いて、26日日曜日ですけれども、医師会館を使って、医師会館の防災機能の点検。「グラットくん」という起震車に乗ったことはございますか。医師会館の駐車場に招いて、近くの区民の皆さん方も参加していただいて、60名ぐらいでしたか起震車に乗りました。最近、東京都にも直下型地震が来るということも言われておりまして、あの起震車というのはもう20年ぐらい前のものだそうですけれども、トラックがきれいに新しくなっていて、震度7まで体験できるのと、関東大震災を体験できるとか、結構いろいろなバージョンがあるので、私も3回ぐらい乗りましたら途中で気持ち悪くなりました。震度7ぐらいになりますと、座っているのがやっとなのです。例えば、玄関とか、脱出できるようにドアをあけようとか、ガスの元栓を閉めなければいけないとかいうのですけれども、起震車ですからすぐそこにあるのですが、本当に揺れたらそこまで行けないです。ご家庭で起きたら、玄関のドアをあけることができるかどうかとか、ガスの元栓が締められるかどうかと

ということですね。で、最後に、「家を離れるときはブレーカーを落としてくれ」と言っていました。ブレーカーを落とさないと、次に通電が始まったときにショートしてそこで火災が起きるのだそうです。だから、ブレーカーの位置を確認してくださいというように、結構いろいろなことを防災の方に教えていただきました。

その後、医師会が備蓄しています非常用の食品を食べたのですが、最近の非常食はおいしいですね。水を入れて1時間で、マカロニグラタンだったかな、マカロニリゾットかな、あと五目飯がありました。結構おいしいですよ。塩分の強いマカロニ関係はおいしいのですけれども、塩分の薄い五目飯はちょっと食べにくかったです。けれども、水だけでいいですね。1時間封をしておけばそのまま食べられるし、パッケージになっているのでそのまま食べられるのです。乾パンではなく、あのほうがおいしい。これからも年に1回はそういったものを体験して、どのような防災グッズが必要なのかというところをみんなで話し合っていかなければいけないかなと思っています。

29日は、板橋区の学校保健会に招かれまして、「HPVワクチンの話とがん教育について」ということで、小1時間の話お話をいたしました。学校医、学校歯科医、学校薬剤師、校長、養護の先生、教育委員会で組織する学校保健会がある区が多いのですけれども、残念ながら、中野区は正式な組織としてはまだないと思います。多くは、養護の先生に向けてお話をいたしました。子宮頸がん予防ワクチンの事業は国のほうで来年度ももう1年延長されるということがあるのですけれども、予算の関係もあって、いろいろなところの区長さんのやり方によって違うようですね。板橋は、来年度からは中学校1年生のみ全額負担だそうです。だから、ことしじゅうに打ち終わらないと、その他の学年の子は打てないとか。中野は幸い、来年度は中1から高1までということですが、区によってさまざまなので、この辺もちょっとどうなのかなと思っています。

指導室のほうから、新しい教科書をもう一度読み返してみましたら、がんというものについては、今の学習指導要領では余り触れていないのです。生活習慣病の中でがんということが出てくるだけで、がんというのはどうして発生するのかとか、がんの予防のためにはどうしたらいいのかということが出てこないがために、例えばがん検診というものの受診率は日本はすごく悪いですね。去年のちょうど今ごろですか、健康福祉部が東大の先生をお呼びして「がんの秘密」ということで講演をいただきましたけれども、ああいう先生方が「これからがんについての教育をしていかなければいけないのではないか」というふうにおっしゃっていたのを思い出しまして、「がんの教育というのはこんなふうにしたら

どうですか」というようなこともお話をしてまいりました。

最後です。昨日は、東大附属中等教育学校の学校医委員会がありまして、私は内科学校医ですので出席いたしました。で、一つだけですけれども、東大附属は昨年度から武道を取り入れて柔道はかなりやっているのですが、事故がその前の年よりも多かったのだそうです。すごく多くなってしまったので、中学校1年に入ったときに、器械体操を取り入れて、柔軟性と、あとは腕立て伏せとか倒立とか、腕の筋肉を徹底して練習して、2年生になってからやりましょうというようなカリキュラムをつくったのだそうです。そうしないと、やたら肩の脱臼をしたりして大変だったということで、東大の医学部の柔道部にも多少お願いしたと言っていたのでしょうか。中野区でもこの4月から柔道を必修でやる学校が多くなるので、私も非常に心配になりました。「おっしゃるとおりで、非常に大変です」ということをおっしゃっていました。

きのうですか、朝日新聞に、文部科学省がつくった「指導者のためのプログラム」がネットで配信されるということが書いてありましたので、ぜひそういったものを活用して、事故のないことを願っております。

長くなって申しわけありません。私からは以上です。

高木委員、お願いいたします。

高木委員

私からは特にございませぬ。

飛鳥馬委員

私も特に報告はないのですが、今、山田委員長が言われた柔道のことです。

きょう、私も新聞の記事を切り抜いて持ってきたのですけれども、文部科学省は、いろいろな事故があるので3月いっぱいには手引書をつくると。それを読んでいると、一番怖いのは大外刈りなのですね。大外刈りで倒れるときに、受け身がなかなかできないで頭を打つ可能性があるということが書いてあるのです。ただ、最後のほうに、「大外刈りも学習指導要領の解説の中に触れられているのですけれども、それはあくまでも例示である。だから、『すべて指導する必要はない』と明記する予定だ」と書いてある。これがどのくらい徹底され、また、子どもや親から理解されるのか。書いてあるのに何で指導しないのか、とか出てくることもある。

それで、気をつけて柔道のことを見ているのです。私たち、教科書会社から月刊誌みたいに送られてくるのですけれども、体育の教科書を出している会社からのものをこの前見

たら、柔道の専門の体育の先生が大外刈りをどうかけたらいいかということ解説しているわけです。現場の先生はそれを見ているわけですね。体育の先生のところに行っているはずですから。そういう会社もあるわけです。徹底させるのはこれから大変だろうと思えますけれども。

それで、関連して思い出すのは、NHKの番組でやっていたのですが、私が聞いた記憶だと、やはり大外刈りは非常に怖いと。受け身ができないで受け損なって首のところの筋肉を傷めるとか、そういうので大変だと。今、山田委員長が言われるように、じゃあ、それができるようになるかといったら、ともかく、首の筋肉とか運動神経とかがないと、幾ら受け身を教えてもだめなのだと。体力をつけなければいけないので、すぐ技とか何かにはなかなかいかない。生徒に試合みたいに組みをやらせることは不可能なのかなと思ったりするのだけれども、受け身だけで全部終わってしまうというのもどうかと。そういう懸念があります。

それで、もう一つびっくりしたのは、これはよくわからないのですけれども、頭を打たなくても、頭を強く振ったり、強く押さえつけられると、何千か何万人に1人かもしれないのと思うけれども、子どもによって脳内出血を起こすと。頭の中というのは流動的で水みたいなもので守られているのだけれども、直接物に当たらなくても、ダメージを受けてしまう。お年寄りもそういうのがあるのだそうですけれども、それで認知症みたいな症状が出てくる。テレビを見ていると、そういう場合には、お年寄りも含めて、その場ですぐ出ないということです。1カ月、2カ月後になって、あれがそうだったかなみたいにあるらしいのです。そういう非常によくわからないところがあるということです。

ついでに申し上げますと、フランスは柔道を徹底して教えているのだけれども、柔道を教える先生は国家試験を受けて2段をとらなければいけないのです。救命とか救助とか、そういう方法もちゃんと学んでいる。そういうようなことも一緒に放送していました。

ということなので、4月から中学校でどの程度やってくださるか、どうやるかというのは、また注目しなければいけないことかなと思っています。

以上です。

山田委員長

では、大島委員、お願いいたします。

大島委員

特に報告はございません。

山田委員長

教育長、お願いいたします。

教育長

私も特にございません。

山田委員長

今の柔道の件ですけれども、東大の様子をお伺いしたところ、正規の授業をやっていて、多くは2時間単位でやるのだそうですが、休み時間の中に子どもたちが勝手に組み手をつくってしまって、それで投げられてしまってという事故があったので、休みのときに床に座って待っているというわけにいかないし。単純なところ、そうらしいです。ですから、「まだ組んでやってはいけない」と幾ら言っても、子どもたちはやりたがる。それはそうですね。なので、受け身と礼節だけではちょっと不十分で、学習指導要領でもそれ以上のことをやるわけですけれども、現場はなかなか大変だということだと思いますね。

ある柔道の専門家にお伺いしたところ、先ほどのフランスではないですけれども、「指導者としては、せめて黒帯、3段ぐらいがないと本当は危ない。3段ぐらいになると、救命救急的なことも多少習っている」ということなので、どうなのでしょうかとこのところ。ともかく、安全ということが一番なのかなと思っています。

先ほど飛鳥馬委員がおっしゃっていたのは、一つの脳しんとう的なものだと思うのです。脳というのは、皆さん、見たことはないかもしれないのですけれども、中身はお豆腐みたいです。お豆腐を振ればぶるぶると震えますよね。そういうことが起きるわけです。ですから、それを瞬間でやっている間に脳が震えてしまって、脳しんとうを起こしてくると間隙ができてきて、そこに軽い出血を起こすこともあるというようなことは昔から言われています。そういった意味では、腕だとか足ならばまだいいですけれども、脳に近いところとか、脊髄とか、そういうところの損傷が起きた場合にはちょっと問題が大きくなるかな、というふうに思います。

ほかに特にご質問等ないでしょうか。

(発言する者なし)

<事務局報告事項>

山田委員長

では、ご発言ないようでしたら、事務局の報告に移ります。

まず、報告事項1「第1回中野区議会定例会で採択された陳情について」の報告をお願い

いたします。

副参事（子ども教育経営担当）

お手元に配付の文書のとおり、中野区議会議長から教育長あてに通知がございました。平成24年第1回中野区議会定例会において、平成23年第6号陳情「給食から受ける子どもの内部被ばくを防ぐ対策について」を採択しましたので、送付いたしますという文書でございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。「主旨」にございますように、中野区に対し、福島第一原子力発電所での事故の収束まで、給食の食材等に関して、そこに記載のございます4項目の対策を求めるといふものでございます。詳細についてはお読み取りをいただきたいと思います。

ご説明は以上でございます。

山田委員長

質問がありましたらお願いいたします。

高木委員

「主旨」はすごく重要だと思うのですが、ちょっと幅があるのかなと思うのです。教育委員会としてもこの陳情を真摯に受けとめなくてはいけないと思うのですが、例えば「内部被ばくを防ぐ」とあるのですが、放射線というのは自然界にもあるので、この方たちの求めている「内部被ばくを防ぐ」というのはどういうレベルなのかかわからないので、際限なくやるのか。費用と効果というものがどんなことでもありますが。だから、やらないということではないのですけれども。

あと、「食材の安全性を確認する」というのも同じなので。現状でも安全な食材を確保していると思うのです。ただ、そこで足りないということだと思うのです。例えば、安全確保で食材の検査をしましょうと。でも、調理前にやって正確に出るようなデータが出たら、そもそも近寄ったら危ないぐらいの放射線量なので、多分、ほかの自治体がやっているように、1週間分とかストックしておいて後からやるとか。わからないのですけれども。

「主旨」はわかるのですけれども、これはどれくらいを求めているのかがわからないのです。

教育長

補足をさせていただきます。

今、高木委員が懸念をされていらしたように、現状といいますか、当然自然界にも放射

線を発するものというものはあるわけで、そういうこともお話をしました。2番の、給食食材の安全を確認するために検査をしてほしいということ、ここが一番議論があったところなのですけれども、中野区の給食は、当日、近隣の八百屋さんとか肉屋さんから材料提供を受けています。それで、当日の朝搬入されたものをそのまま給食に使っているということもありますから、事前の検査はしにくいという話もしてあります。産地は確認していて、公表も今のところは各学校対応になっているのですけれども、それを教育委員会としてやれる限りの公表はやるということも考えますというような話をしています。議会の中では、どこまで求めているということではなくて、やれる範囲でやってほしいという議論になりました。

それで、この陳情については意見がつかまして、「主旨に添うよう検討されたい」ということで主旨採択ということになっています。安全確保というのは教育委員会としては当然のことですけれども、あと、食材の検査につかましては区として独自にやる考えはないというのは委員会の中でも何度もお話ししています。いろいろな機器がありますから、その精度が確かなものかという確認も区としてなかなかできにくい中ではあるのですけれども、今、東京都と国のほうで予算措置をして、台数は多くないのですけれども、東京都では5台買う補助金を国が用意したとかと。きょうも新聞に、東京都は、年3回だか、各市町村から食材を集めて検査をするみたいな考え方を出しているということもありますので、そういう動向を見ながら、区として国や東京都の制度に乗れるものがあれば、検査の対応も考えていきますという話はしてあります。そういう議論の中でこの陳情が主旨採択されたということです。

高木委員

今の教育長の説明でよくわかったのですが、私も現役の保護者なので伝え聞くところによりますと、「〇〇社の牛乳は危ない。何でそれを出しているのか」というお話ですとか、「〇〇さんのお母さんはマスクしているのは何で？ 花粉症なの？」「放射能を防ぐため」と。それでは防げないです。この方がそうだと言っているわけではないのです。すごく重要なのですけれども、どこら辺までやるのかというのをきちっと考えてやらないとすれ違いになってしまいます。ただ、区としてこういうことをやっていますよということを保護者の方にお知らせすることはすごく重要なので、中野区としてはこれだけやっていますというのはぜひ早く出していただきたいです。

山田委員長

私からです。

「事故の収束まで」と書いてありますけれども、収束までというのは、実際には何十年先かわからないですよ。国のほうでも、30年、40年という数字が挙がっていますけれども、収束までというのはなかなかエンドレスではないかなと思います。その間にいろいろな事情の変化も来るのではないかなと思います。そこが一つ。

主旨採択の意味も少しわかってきましたけれども、全部やれというわけではないと思いますが、ある程度スクリーニング的にスポットでやってみるということで、それを公表していくというやり方かなという気がしますね。

この間もちょっとお話ししましたように、チェルノブイリでの内部被曝というのが余り追跡調査されていないので、どこが危険か、そのことすらわからないから、数字を発表したところで、これが安全なのか安全でないのかというところのジャッジメントをだれができるのか、そこまで求められると、一区の教育委員会レベルの話ではないのかなと。その辺、国がどのように指針を出してくるのか。今回の東京都の教育局のほうのいろいろな施策もありますから、それとの組み合わせの中でやれることはやっていく。それで、しかるべき公表はする。ただ、安全かどうかというジャッジメントについては、ハードルはなかなか高くて難しいのではないかなというふうに私は感じます。

ただ、最後にあります「栄養士を対象に」だけでなく、このことは、事あるごとに区民みんなで情報を共有して勉強していくようなことを推し進めるのが一つの安心に寄与できるのかなというふうに私は感じています。

大島委員

この陳情の扱いについてちょっと確認したいのですけれども、これを区議会で採択したということは、この陳情の主旨に区議会も賛成したので、「こういう主旨に沿って進めてくださいね。進めたほうがいいと区議会も考えている」という教育委員会に対する意思表示ということだと考えていいのかなと。受けた教育委員会でも、もちろんその主旨を尊重するのだけれども、具体的にどういうことをやるということは教育委員会が決めることだというふうに理解してよろしいでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

そのとおりでございます。

山田委員長

ほかにご質問はございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

区議会議長から教育長あてにとということでもありますので、またいろいろな機会があったら我々も勉強していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

次に、報告事項2「第九中学校・中央中学校統合委員会の検討状況について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校再編担当）

それでは、お手元の資料「第九中学校・中央中学校統合委員会の検討状況について」、ご報告させていただきます。

平成21年6月26日に設置いたしました第九中学校・中央中学校統合委員会につきましては、平成24年2月13日の第17回統合委員会をもちましてすべての協議を終了いたしました。なお、統合新校「中野中学校」について取りまとめられた意見でございますけれども、校章等については、第九中学校・中央中学校の生徒を始めとする関係者から図案を募集いたしまして、新しい学校にふさわしい校章にしたいという思いを込めて検討した結果、以下のようなデザインで定められたものでございます。また、校旗につきましても、この校章を使用いたしまして、地色を青系といたしまして既に完成しているところでございます。

次に、校歌でございますけれども、合唱指導など音楽教育に積極的にかわり、校歌の制作を数多く手がけておられる方といたしまして、作詞は金沢智恵子氏、作曲は橋本祥路氏に依頼いたしまして、こちらも既に完成しております。

3番の「学校指定品等について」でございますけれども、標準服については、統合委員会の中に標準服検討部会を設置するとともに、標準服関係6業者によるプレゼンテーション、あるいは標準服候補展示会での生徒・保護者等からの意見を参考に協議いたしまして、意見を取りまとめたいただきました。完成品につきましては、裏面のほうをご参考にしていただきたいと思えますが、生徒や保護者から早く着たい、着せたいとのご意見も既にいただいているところでございます。なお、体操着等についても、第九中学校と中央中学校両校で品目やデザインなどを決めるといたしまして、既に協議の上、決定してございます。

説明は以上でございます。

山田委員長

ご質問ありましたらお願いいたします。

高木委員

裏面の写真というか、標準服なのですけれども、男子のほうで、下のボタンがとまっているように見えるのですが、二つボタンは下は外すのがマナー。細かいのですが。あと、「ワンタッチタイプ」と書いてあるのです。各統合委員会が相談して決めたことなのでそれでいいとは思いますが、私は、できれば普通のネクタイで、結び方ぐらい勉強したほうがいいのかと思うのです。

あと、「クレストネクタイ」と書いてありますが、ストライプに柄が入っているのは、ロイヤルレジメンタルストライプですよね。ちょっと柄が大きい。ストライプのネクタイをする割には、ブレザーが余りトラッドっぽくないのです。細かいのですけれども。この写真だと、ブレザーに大分肩パットが入っている形なのですが、もうちょっとセンスよくできなかつたかなという気がします。

女子も、リボンがちょっと大きいですよね。今のはやりというより大きくて。でも、皆さんがこれでいいと言ったのでいいのですが。

標準服というのは、単に毎日来ていくものが同じだから、お父さん、お母さんが助かるということではなくて、多分、社会人の仲間入りをすることだと思うのですね。そういう意味で、学ランタイプではなくて、ブレザーを選ぶというのは、一つの見識だと思うのですが、例えば、女性は就活のときでもボタンは両方つける、男子は下は外すというのが一つのマナーになっていますので、そういうことも含めて、できれば学校のほうで指導していただきたいなと思います。

副参事（学校再編担当）

今、高木委員から何点かご指摘いただいた点につきましては、統合委員会の中でしっかりと議論させていただいて、かつ、先ほど申し上げた標準服検討部会のほうで細かいことを決めさせていただいた上で、統合委員会で決定させていただいた経過がございます。私ども、着方とか、ネクタイの締め方については、あわせて学校でしっかりと指導をお願いしたいというふうに、ただいまのご意見については報告させていただきたいと考えてございます。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

（発言する者なし）

山田委員長

高木委員がおっしゃっていましたように、ネクタイを結ぶというのは一つのスキルとし

て大切だと思います。私事ですが、長男が高校でブレザータイプでネクタイだったので、けれども、きちんと締めていたのは最初の2日ぐらいで、あとはこの辺のアクセサリーと化していましたので、ワンタッチというのはそれはそれなりにいいのかなと思うのです。この男の子のワイシャツは白というのは決まっているのですね。ボタンダウンとか、それもいいのですか？

副参事（学校再編担当）

これから学校の指導にも入るのですが、この標準服といたしましては白という形で決めさせていただきます。

山田委員長

私からです。

統合委員会、かなり回数を重ねて、教育委員会としては初めてのケースではないかと思えます。既存の中学校を使ってとりあえず統合して、2年後に新しい校舎を設けるとい、今までにない形でやってきたわけですから、この評価をしっかりとしなければいけないのかなと思います。特に新生が入ってきたときに、中野中学校を選んだ理由とか、3年になって移転するときの不安がないのかどうかとか、いろいろなことを教えてもらえたらありがたいかなと思います。私、たまたま谷戸小の校医なので、いろいろなことを聞かれるのです。今の学区のとおりの中中に行く子もいるし、三中に行く子もいる。中野中学に行くと、3年生のときに新しい校舎を見たいというような率直な意見もあって、いろいろな子どもたちがいろいろな意味である程度選択できるような幅を持っていたと思うし、教育委員会もそうしていたと思うのです。今後、統合再編していくときに恐らくこういう手法でやっていくので、2年間別の位置にして、それからということでの学区域の問題も出てくると思っています。ぜひそういったところも生かしていただければなというふうに思っています。

副参事（学校再編担当）

今、委員おっしゃられたとおり、今回、第十中学校に通学区域を変更する部分がございますけれども、おおむね新たな通学区域での進学先ということで、十中のほうに新1年生が就学するということも想定してございますので、現在の第九中学校と中央中学校の生徒たちがそのまま引き続き中野中学校に通うというような状況でございます。

山田委員長

あともう1点。今の第九中学校には特別支援の通級があるわけですが、そこと、

今度、新しく中野中学ができたときのスペースの問題ですね。その辺についてもいろいろおやりになっていただいていると思いますけれども、今の中央中の子どもたちはそういう施設は知らなかったわけですから、その辺のことも4月からは新たなスタートになるかなというふうに思っていますので、きちんとした指導をいただけますようお願いしたいと思います。

大島委員

質問とかではないのですけれども。

この検討委員会の協議は大変だったと思います。いろいろなことを細かく決めていただいて、検討委員会の方々に一言感謝を申し上げたいと思います。

それと、校章は非常に斬新なデザインで、今までの既成の校章のイメージと全く違うものなのですが、見なれない方からすると、何となく校章らしくないという感想もあるかもしれません。私も初めはそう思ったのですが、考えてみると、新しい学校ですし、新しいイメージ、それに、本を開いたような形、それから、中野の「N」の形にも似ていますし、発想の転換で大変いいのではないかと、私は今はすごく気に入って評価しております。そういうのも含めて、標準服も個人的な好みとかはいろいろあるでしょう。私も、女子のリボンが大きいかなとかあるのですけれども、検討委員会の方のご苦勞は大変だったと思います。ありがとうございました。

山田委員長

ほかにご質問、ご意見ございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

では、次に、「中野区区有施設耐震改修計画の改定について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

「中野区区有施設耐震改修計画（改定版）」につきましてご報告を申し上げます。

この区有施設の耐震改修計画（改訂版）の作成を進めるに当たりまして、中野区耐震改修促進計画は平成23年2月に改定しておりますけれども、これによりまして、平成27年度までに耐震化率を100%とする目標を定め、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成19年12月に策定した区有施設耐震改修計画を改定したものでございます。なお、平成19年12月に策定いたしました中野区区有施設耐震改修計画にお

きましては、平成23年度までに改修計画を完了する予定でございましたが、財政状況が長期的に思わしくない中、これを考慮しまして、平成25年度以降に耐震改修を先送りしていたものでございます。

それでは、2ページから6ページはちょっと飛ばさせていただきます、7ページをごらんください。5「耐震補強実施計画について」でございます。区分Ⅰ、区分Ⅱとなつてございまして、区分Ⅰでは教育施設が該当しますが、この中でNo.2から11の学校施設が該当いたします。耐震補強実施予定といたしましては、まず、鷺宮、新井、四中の3校を平成24年度に耐震診断・設計等を行い、25年度に耐震補強工事を実施する予定としてございます。さらに、6施設を平成25年度に耐震診断・設計を行い、平成26年度に耐震補強工事を実施するものであります。

区分Ⅱをごらんください。子ども施設として該当するのがNo.4から7の橋場、昭和、松が丘、あさひの保育園でございます。これにつきましては、3施設について、平成24年度から耐震診断・設計を行い、その翌年度から耐震補強工事を実施する予定としたものでございます。この4施設の中の一つ、No.6の松が丘でございますが、ここでは、耐震補強実施予定年度を、平成26年度に診断・設計を行い、27年度に工事に着手しようという計画になってございます。現在、この計画で示されてございますけれども、担当する施設分野との確認・協議を踏まえまして、24年度に診断・設計を実施するよう予定しているところでございます。全体の計画としては、平成24年度から27年度までの4年間で耐震の工事を行う予定としてございます。

1枚おめくりください。8ページの6でございますけれども、耐震補強に伴う財政負担を軽減するため、特定財源の確保や施工方法等の工夫をするため、1)から3)についてお示しをしたものでございます。

私のほうからのご説明は以上でございます。

山田委員長

ご質問ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

山田委員長

私からです。

繰り返しののですが、今の谷戸の状況を見ていまして、校舎を改築するということに対して、子どもたちへどのように配慮していかなければいけないのか。もちろん、使えなく

なる、そのためにプレハブでの仮の校舎も建てなければいけない、騒音の問題ということがあると、例えば、区が売却予定をしている土地が近くにあれば、そこに一時的に避難をすとか、それが保育園などであれば、特にそういうことの配慮が必要なのではないか。住んでいながら直していくというのはすごく大変だと思うのです。これは、安全面のこともあるし、学校教育としてのいろいろな教育的な学力の問題も出てきますし、子どもたちが勉強できる環境というのはすごく大切なので、それが担保できた上での安全の確保だと思います。そういった視野からもご検討いただいて、計画は計画だと思うのですが、実際におやりになる場合には、近隣の中で、そういった土地利用だとか何かできないかどうか、その辺も勘案の上やっただけであればというふうに思います。

実は、後先ですけれども、谷戸小についても早くにわかっていれば、仲町小にしばらくいてということもあり得た話だと思うのです。ある保護者の方たちにはそういったご意見もあります。これだけの工事をされるのであれば、ほかに移転してやれなかったのでしょうかということにはなると思うのです。ですから、今回の計画をやられる上ではそういった配慮をしていただければありがたいと思います。

副参事（子ども教育施設担当）

今回のこの工事につきましては、耐震補強工事ということになります。今回、この補強工事につきましては、従前の工事と内容を少し変えまして、柱に樹脂製のものを包帯のように巻きつけて補強するという包帯工法というものを取り入れるというふうに聞いております。そうしますと、工期も短くなり、なおかつ、騒音等の発生も大分抑制されるというようなことを聞いてございます。それから、夏休みを中心に工事を行うわけですが、工期も非常に短く済むというような報告も聞いてございます。そうは言っても、今、委員おっしゃられたように、騒音につきましては特段の配慮をしていかなければいけないというふうに考えてございますので、その旨、施設担当のほうには話をお伝えしたいというふうに思っております。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

（発言する者なし）

山田委員長

それでは、次に、「法務省矯正研修所東京支所の移転の予定について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

法務省矯正研修所東京支所の移転について、口頭でご報告をさせていただきます。

法務省矯正研修所東京支所の移転の予定につきまして、法務省から、先般、平成24年2月初旬でございますが、情報提供がありましたので、口頭報告させていただきます。

なお、この報告につきましては、子ども文教委員会でも同じ内容を口頭報告する予定でございます。

法務省の説明によりますと、矯正研修所東京支所の移転先の立川基地跡地昭和地区の国際法務総合センター——これは仮称でございます——は、当初計画においては平成25年度竣工ということにしておりましたが、建設予定地内に希少種でありますオオタカが生息しているということが判明いたしました。そのことから、その保護のため、オオタカの営巣木などを考慮した結果、工事スケジュールが当初計画よりも延び、現在のところ、移転先施設の竣工が平成27年度の予定となったとのことでございます。矯正研修所東京支所が移転するのは早くても平成27年度、あるいは平成28年度になる予定であるというお話でございます。したがって、従来の予定と比べ、おおむね2年から3年ほどスケジュールが先になる見込みでございます。なお、今後も、諸手続や事前調査によってはこのスケジュールに変更が生じる可能性があるという報告も受けてございます。

私からの報告は以上でございます。

山田委員長

ご質問がありましたらお願いいたします。

教育長

質問ではないのですが、ちょっと補足をさせていただきます。

今ご報告いたしましたように、移転の年次が2年から3年延びるということで、結果として平和の森小学校の移転改築がその分延びるということになりました。昨年、教育委員会として訪問していただいてご存知のとおり、学級数が非常に多い学校なのですね。事務局の予測としては、今、予定が延びたとしても、何とか教室を工夫して施設の中で対応できるというふうには思っているのですが、学校の運営上、相当タイトというか、学級数が非常に多い中で運営をせざるを得ないということ。ですから、会議室ですとか、そういうところの転用なども考えながら運営をしていくということになります。今後、区議会でもご報告しますが、早々のうちにPTAの方にもご報告し、状況だけのご説明をさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

山田委員長

ご質問ございますか。

大島委員

例えば、法務省とか国のほうに、中野区から「もうちょっと早くならないでしょうか」みたいな陳情といたしますか、お願いみたいなことはしてもむだなのでしょうかねと思いながら、一応、だめもとで聞いてみました。

教育長

多分、難しいと。移転先の状況があるので、非常に難しいと思うのです。この情報も、黙っていれば法務省のほうから何もなかったのですけれども、区として、状況が非常に迫ってきているので、何度も問い合わせをした結果、なおかつ、ちゃんとした立場の方が文書などできちんと報告してほしいということを再三要求して、やっとこの結論をいただいたというようなことで、大島委員のお気持ちはよくわかりますけれども、非常に難しい状況です。

山田委員長

確認ですけれども、法務省矯正研修所の跡地については、移転が決まった段階で中野区がその土地を買うということ、それはもう決まっているのですか。何年先になっても、それはずっと続くわけですね。

教育長

はい。「10か年計画」ですとか区としての方針です。もともと「10か年計画」にも載っていますし、平和の森小学校の統合に当たって、そういう計画で統合するというのは地域の方や学校関係の方に全部明言していますので、本当は建て替えてほしいというご要望があったのを、法務省が移転をするということで計画を変えたというようなことも経過としてはありましたので、区としてはこの方針を変えるということは今のところは考えにくい。

山田委員長

そうですね。私たちも協議の途中で、今の平和の森小学校のところは建て直しをしなければいけないけれども、近くに土地があるので、それを取得した段階でということであそこの再編のゴーサインが出たわけですね。それが延びるということになると、今の保護者の皆さん方にもう一度きちんとした説明をしなければいけない。でも、あの小学校は狭いですよね。校庭もそんなに広くない。で、少し段差があるような建物なので、2年以上

延びるということになるとちょっと苦しいですね。

ほかにご質問ございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

では、また新たな動きがあれば早目にご報告ください。

ほかにも報告事項はございますか。

(発言する者なし)

<協議事項>

山田委員長

それでは、次に協議事項に入ります。

協議事項の1番目、「地域生涯学習館廃止後の学校施設としての活用について」の協議を進めます。

説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、お手元の資料によりましてご説明をいたします。

先ほどの第13号議案と関連するものでございますけれども、地域生涯学習館廃止後の学校施設の活用でございます。

1 「地域生涯学習館廃止後の施設の活用について」でございます。桃園小学校・江原小学校・若宮小学校の地域生涯学習館廃止後の学校施設につきましては、キッズ・プラザ、または地域開放型学校図書館の設置について検討し、来年度以降、設置可能なものから順次整備していくものとするということでございます。

それから、2 「地域生涯学習館廃止後の施設の目的外使用について」でございますが、まず(1)としまして、「桃園・江原・若宮小学校の施設の暫定的な目的外使用について」でございます。廃止後の学校施設については、先ほど1で申し上げましたように、キッズ・プラザ、または地域開放型学校図書館の整備を検討するわけでございますけれども、それらが整備されるまでの間、学校支援ボランティア団体が当該校の校長の承認を得て暫定的に廃止後の学校施設を使用することができる。その場合には使用料を免除することができるという考えでございます。

※1にございますように、ここで免除の対象となる学校支援ボランティア団体とは、中野区立学校の教育活動または環境整備を支援するボランティア活動を実施する団体として

登録を受けて当該活動を実施するもので、その半数以上が中野区内に住所、勤務先または通学先を有する者で構成される団体を言うというふうに考えてございます。

また、※2にございますように、使用料を免除するためには、学校設備使用規則の免除規定等の一部改正を行う必要がございます。また、学校支援ボランティア制度実施要綱を改正いたしまして団体登録を可能とするとともに、使用料の免除を受けた学校支援ボランティア団体が登録期間中に学校支援ボランティア活動を行わないときは、登録を抹消する規定を設ける必要があるというふうに考えてございます。

(2)「中学校（南中野）施設の目的外使用について」でございます。学校支援ボランティア団体は、当該校の校長の承認を得て、廃止後の学校施設を使用することができる。その場合には、使用料を免除することができるというものでございます。

(3)の「目的外使用に係る申請・許可等の手続について」でございます。①は、原則的な場合でございます。利用月の2カ月前の1日～2日に申請書を受け付け、目的外使用許可書を発行するというところでございます。これが原則的な取り扱いでございます。目的外使用の開始につきましては、新たに実施するというのもございまして、当初は4月からの使用も検討いたしましたけれども、団体登録の手続とか、ボランティア活動の内容の検討・調整などに時間を要するというところでございまして、本年6月以降から目的外使用のほうを開始するということにしたいということでございます。スケジュールにつきましては、下記、3のとおりでございます。

また、先ほど議案の質疑の中でもございましたけれども、施設管理員については、通常の目的外使用の場合と同様、学校からの連絡により配置するというものでございます。

3「今後のスケジュールについて」でございます。平成23年度につきましては、本日も協議をいただいて、これでいいということになれば、裏面をごらんいただきたいと思いますけれども、3月中旬に地域生涯学習館の利用団体に対してご案内の通知を差し上げたいというふうに思っております。学校設備使用規則の一部改正については3月30日、他の改正の部分もございましてまとめてご議決をいただいて、施行については6月1日ということで考えてございます。平成24年度に入りまして、4月に学校支援ボランティア制度の説明会を実施いたしまして、学校支援ボランティアの活動内容につきまして、学校との調整、それから、団体登録の手続を済ませていただきまして、5月に登録団体への通知を差し上げて、連休明けぐらいになると思っておりますけれども、6月、7月分の目的外使用の申請の受け付け・許可をしたい。大まかにこのように考えておりますので、本日も協議をい

ただきたいというものでございます。

山田委員長

ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

ここで今出てきている学校支援ボランティアというのは、多分、元生涯学習館の利用との関係で言うと、元地域生涯学習館でお茶とかお華とかお琴とか、そういうおけいごとのようなことの教室などで使っていたという団体がいるとして、それが今度は使えなくなってしまう。学校支援ボランティアの団体ということになれば、そういう面から、今度、この施設を目的外使用で使えることになる。そういうようなことも想定してのことではないかと思うわけです。そうすると、もともとやっていた、例えばお華を教えるとかいうこととボランティア活動の内容との関係というのはどんなふうに考えているのか。何か基準をつくるのか。例えば、お華の教室をやっていたとすれば、そういうことを今度学校ボランティアとして、つまり、同じ内容を今度学校の生徒さん向けにやるというようなことを想定しているのか。あるいは、そういうおけいごとの内容とは全然関係ない、例えば学校を清掃するみたいなことでもいいのかとか、そういう内容的なこと。あと、回数も、例えば年に1回だけお華の生徒さん向けの教室をやったとして、それでボランティアという基準をクリアして、あと、ずっと毎週お華の教室で使用することができるのかとか、回数との関係とか、その辺はどんなことなのでしょう。

副参事（子ども教育経営担当）

最初のボランティアの内容でございますけれども、学校支援ボランティアの制度の実施要綱の中では大きく分けて二つございます。一つが、学校の教育活動を支援するような内容。それから、学校の教育環境の整備に関するような、委員がおっしゃったような学校の清掃だとか、そういった内容も含んだ形での教育環境の整備に関する内容でございます。

ボランティアのどんな活動をしていただくかということに関しては、お茶の団体であれば、それに関連したものというふうには必ずしも限定しませんので、そういった団体でも、例えば学校の環境整備といった内容もご登録いただいて、ご協力をお願いできるというものでございます。学校のニーズとのすり合わせもございますので、できるだけ広く登録のほうはしていただきたいというようなご説明をしたいと思っております。

また、その回数につきましても、できるだけ多く、そういったいろいろな活動についてしていただけるような形でお願いをしていきたい。具体的には、学校のニーズ、求めに応

じてということもありますけれども、例えば清掃活動であれば、年に何回か設定できると思いますので、できるだけボランティアとして活動していただけるような形で進めていきたいというふうに思っています。

大島委員

ということは、一律に、例えば何回だとか、そういう基準みたいなことを設けるということではなく、ケース・バイ・ケースといいますか、その団体、また学校との話し合いである程度柔軟に運用していく、そういうふうにやっていくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

最初から回数の基準を設けるとかいうことではなくて、柔軟にやっていきたいと思えますけれども、これについては、初めての取り組みでもございますし、1年間やってみて、その結果を検証して、またさらに進めていきたいというふうに考えてございます。

山田委員長

ほかにご質問、ご発言ございますか。

飛鳥馬委員

具体的に運営するときに、学校の希望とこのボランティア団体等のやりたいことがミスマッチが起きないように調整するのは、非常に大変なことで大事なことなのだと思います。「学校との調整」とか「団体登録」とか書いてありますが、それが4月いっぱいに行けるのかどうかちょっと微妙だと思うのです。つまり、このボランティア団体として、今の生涯学習館のところは、例えば桃園、江原、若宮だけとは限らなくて、ほかの学校へ行ってもいいよ、ほかの学校でこういう人を欲しいんだよとか、その辺のところがあるのだと思うのです。そうしないと、今、大島先生が言われたように、いろいろなことが出てくるので、調整がちょっと時間がかかるのかなと。そのくらい余裕を持って考えないと、ミスマッチで終わってしまうと、余り発展性がないというか、よくないと思いますので、調整を十分して、何をやってもらえるかが大事なことなのだろうと思うのです。また、学校でこういうことをやってほしいという希望もとらないといけない。

副参事（子ども教育経営担当）

今、飛鳥馬委員がおっしゃる点は非常に重要だなというふうに考えてございます。今回に関しては、私ども教育委員会事務局のほうで事前に学校のほうのニーズを調査して、学校のほうではこういうボランティア活動を求めているというようなことを、団体に対する

説明のときにご説明をして、できるだけミスマッチが起きないように、しかも学校の支援になるような活動をご登録いただくというような形で考えております。当該校だけではなくて、ほかの学校に対するボランティア活動についてやる場合にもどうかということについては、ちょっと今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えてございます。

ほかにご質問、ご発言ございますか。

高木委員

廃止後の施設の活用についてですが、地域開放型学校図書館というのが今まで話題に上ってきて、かなり具体的に進むのかなということになってきたのです。私どもでも漠然と地域開放型図書館というイメージだけは持っていたのですが、今回、具体的に組み込んでいくに当たって具体的な定義的なものとか、あと、現時点で蔵書数はどれぐらいをイメージしているのかとか、地域利用者の人数は月どれぐらいをイメージしているのかというのがあったらちょっと教えていただきたいのが1点。

あと、キッズ・プラザを含めて、設置可能なものから順次整備ということなのですが、これ、いつぐらいまでに設置計画を決めようと思っているのかを教えていただきたい。

副参事（中央図書館長）

では、先にお尋ねの地域開放型学校図書館についてでございますけれども、現在、かなり具体的な内容を検討している最中でございます。本は、大体なのですけれども、300冊とか500冊とか、そのぐらいの本を置こうかと考えているところでございます。

副参事（子ども教育施設担当）

キッズ・プラザにつきましては、24年度につきまして調整を図りたいというふうに思っております。その後、一定の設計内容に従った設計とか工事等が必要になってまいりますので、そういった面で調整が1～2年かかるというふうな形で考えてございます。

山田委員長

私も、今、高木委員がおっしゃったように、「キッズ・プラザ又は地域開放型図書館が整備されるまでの間」というふうに書いてあるので、この辺はいろいろご質問が出てくるのではないかと思います。いついつまでに検討して、例えば、25年度ぐらいを目途に方向性を決めていくのかということがある程度お示しいただけるか、今の計画がこのようになっているということが示されたほうがわかりやすいかなということが1点。

それから、※2のところの登録を抹消する規定、「学校支援ボランティア団体が登録期間中に学校支援ボランティア活動を行わないとき」、この規定も、何をもって行っていて

何をもって行っていないか、もしかしたら難しい話なのかと思うのですが、イメージとしてはどんなふうなイメージを持っていらっしゃるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

これは、万が一というケースで、こういう団体は恐らくないというふうには思いますが、こういう規定がないと無制限に使うだけ使ってというような場合も考えられなくはないということで、これは「ボランティア活動をやっていただくのですよ」ということをはっきり示すために設けたらどうかなということでございますが、規則の改正のときには、あわせて要綱の改正の内容もご説明をしてご審議をいただきたいというふうに思っております。

山田委員長

学校支援ボランティアなのだから、学校支援するためのボランティアですよということですね。それを行わない場合には当然と言えば当然だと思いますけれども、一応そういった規定も設けたいということですね。

ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

高木委員

委員長のお話に全く賛成でございます。どれぐらいやったらというのは、大島委員からも質問が出ましたので、最初の段階で少しガイドライン的なものを区民の皆さんにお示しするといいかなど。あと、抹消する規定で、抹消するといったら多分しないと思うのですが、できれば「できる規定」にしておいたらどうかと。多分、区民の方もそういうことはないと思うのです。これだけ読むとちょっときついですので、「できる規定」というような形で。もう検討されていると思うのですが、そのほうがよろしいかなと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

今のご意見を踏まえて、要綱の改正等も考えていきたいというふうに思っております。

山田委員長

ほかに。

教育長

キッズ・プラザと地域開放型の図書館の件ですが、いつまでも検討というわけにもいかないと思っていますので、年度はいつかということは置いておいたとしても、来年度の25年度予算を審議する段階では一定の考え方を教育委員会として持つ。財政的なこと

もありますから、その後、設置の年度についてはまたそこで議論することになると思えますけれども、具体的な計画についてはおおよそそのぐらいをめどに検討させていただきたいと思っていますので、またこの教育委員会の場でも議論していただきたいと思っています。

山田委員長

ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

山田委員長

それでは、「地域学習館廃止後の学校施設としての活用について」は、事務局は本日の協議内容を踏まえて進めていただくようお願いいたします。

学習スポーツ担当・浅川副参事、本日のご出席ありがとうございました。どうぞご退席ください。

(浅川健康福祉部副参事退席)

山田委員長

次、協議事項2番目、「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方(案)」についての協議を進めます。

<非公開の決定>

山田委員長

ここでお諮りをいたします。

本日の協議事項の「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方(案)」は、具体的な学校名を挙げて協議を行うことが想定されます。公開の教育委員会の場で確定していない学校名を挙げて協議を進めると区民に対する影響は非常に大きいと考えられ、また、そのことによって公正な審議を保てないことなども考えられます。したがって、本日の協議も、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定に基づき非公開とし、その会議録については、再編計画の素案が発表されるまでの期間、非公開としたいと思いますが、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

それでは、全員賛成なので、非公開といたします。

議事に関係ない事務局幹部もどうぞご退席ください。

(傍聴者退席)

(以下非公開)

(平成24年第6回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。

副参事(学校再編担当)

前回、2月24日の教育委員会第7回定例会におきましては、引き続き、「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方(案)」につきましてご協議いただきました。そこでのご指摘等について改めて記述等について修正をいたしましたので、ご説明をいたします。

まず、7ページをお開きいただきたいと存じます。3「再編計画改定における基本的な考え方」の中段、(3)「望ましい学校規模」の記述中、3行目、「また、一定規模の学校となることで、職員数が確保され」との記述でございましたけれども、今回、「職員数が増加し」に変更してございます。さらに、次の行でございますけれども、「切磋琢磨によって授業力のより一層の」という記述中では、「より一層の」との表現を加えさせていただいてございます。

次に、(4)「具体的な再編の検討」でございます。「国や東京都の少人数学級の推進に向けた動向を見据え」の記述を、前段部分から「今後数年間で推移していく児童・生徒数及び学級数の推計値については」の記述の後に移し、「小中学校の全学年全てで、1学級の規模を35人学級と想定して行うこととする」といたしまして、文章構成を変更してございます。さらに、その後段、「また、この推計により、引き続き小規模化が見込まれる」との記述でございましたけれども、この「引き続き」の記述部分を削除いたしまして文章的にもわかりやすくさせていただいてございます。

以上が、前回の協議結果に基づき、本文中の修正等を加えさせていただいた内容でございます。ご協議のほどよろしくをお願いいたします。

山田委員長

それでは、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

一たん休憩します。

午前11時28分休憩

午前11時50分再開

山田委員長

では、再開します。

「中野区立小中学校再編計画改定の基本的な考え方(案)」につきましても、委員の皆様方から多くの協議をいただきまして、きょうの資料ができ上がったわけでございます。

今後の予定について事務局から説明をしていただけませんかでしょうか。

副参事(学校再編担当)

それでは、お手数ですが、8ページのほうをお開きいただけますでしょうか。「再編計画改定のスケジュール」でございます。平成24年2月ということで、本日3月なのですがけれども、「基本的な考え方(案)」をご協議いただきましてでございます。引き続き、3月につきまして、中野区議会定例会におきましてこの(案)をご説明させていただきまして、4月中旬以降にも地域意見交換会を実施させていただきたいというふうに考えてございます。そこでの意見を踏まえまして、4月から5月に「基本的な考え方」の策定、区議会報告を経まして、5月から6月にかけて「再編計画(素案)」の検討をさせていただいて、9月までに教育委員会での協議策定をさせていただければというふうに考えてございます。

以降、25年1月、パブリックコメント、25年2月には再編計画策定というふうな予定で考えてございます。

以上でございます。

山田委員長

そのほかにご質問、ご発言はございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

それでは、「中野区立小中学校再編計画改定における基本的な考え方(案)」につきましては、本日の協議事項を踏まえ、事務局で再度修正をしていただき、今後の定例会で再度協議をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で、本日予定しました議事は終了いたしました。

山田委員長

これをもちまして、教育委員会第8回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前11時55分閉会